

議案第 8 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正に伴い、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 1 1 号）、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 1 2 号）、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 1 号）、職員の旅費に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 3 号）、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年君津市条例第 2 号）、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年君津市条例第 1 4 号）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年君津市条例第 3 号）及び君津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年君津市条例第 4 0 号）の一部を改正しようとするものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和 45 年君津市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第 2 項中「あつても」を「あつても」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和 45 年君津市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料」の次に「(法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬)」を加える。

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和 45 年君津市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条を次のように改める。

(非常勤職員の給与)

第 25 条 非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)の給与に関する事項については、この条例に規定する給与との均衡を考慮して別に条例で定める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の旅費に関する条例(昭和 45 年君津市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「職員」の次に「(法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員を除く。以下同じ。)」を加える。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員についての適用除外)

第28条 第6条第10項及び第11項の規定は、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には、適用しない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条第1項」の次に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成31年君津市条例第3号）第10条第1項」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(㍿) 任命権者を同じくする職その他の任命権者が定める職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は

当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条第1号において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年君津市条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）に基づく特別休暇（出産に係る特別休暇に限る。）の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものに

あつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の１歳６箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）

第２条の４ 育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６箇月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日の翌日（当該子の１歳６箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の１歳６箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第３条第１号中「（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）」を削り、同条第６号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」とい

う。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条を第13条とし、第9条を第12条とする。

第8条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、市長の定めるところによりその給与を減額する。

第8条を第11条とする。

第7条第1項中「正規の勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年君津市条例第14号)」を「勤務時間条例」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(以下この項において「当該時間」という。)を超えない範囲内で(当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の規定により任命権者が定める育児に係る特別休暇(以下この項において「育児休暇」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第7条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非

常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）をいう。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第 6 条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条を第 8 条とする。

第 5 条の 2 第 1 項中「第 21 条第 1 項」の次に「（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 号）第 15 条第 1 項又は第 26 条第 1 項において準用する場合を含む。）」を、「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、任命権者が定める者を除く。）」を加え、同条第 2 項中「育児休業をしている職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条を第 7 条とする。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）

第 6 条 任命権者は、育児休業法第 6 条第 3 項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 6 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年君津市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条（見出しを含む。）中「及び臨時的任用の職員」を削る。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第 7 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改める。

（君津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 8 条 君津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年君津市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」の次に「及び法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を

加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

(特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成２４年君津市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第８条」を「第１１条」に、「同条中」を「同条第１項中」に改める。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第 1 条による改正 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (休職の効果) 第 3 条 法第 2 8 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を<u>超えない範囲内</u>において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、復職した職員を復職した日以後 1 年以内に同一の傷病により休職するときは、任命権者は、前後の休職の期間を通算するものとする。 2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中で<u>あつても</u>、その事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。 3 省略 4 <u>法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 2 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u> 第 2 条による改正 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 (減給の効果) 第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、給料<u>(法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬)</u>の月額 の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。 第 3 条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例	(休職の効果) 第 3 条 法第 2 8 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を<u>こえない範囲内</u>において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、復職した職員を復職した日以後 1 年以内に同一の傷病により休職するときは、任命権者は、前後の休職の期間を通算するものとする。 2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中で<u>あつても</u>、その事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。 3 省略 (減給の効果) 第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、給料_____の月額 _____の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。

(非常勤職員の給与)

第25条 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）の給与に関する事項については、この条例に規定する給与との均衡を考慮して別に条例で定める。

第4条による改正 職員の旅費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。）に対して支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員についての適用除外)

第28条 第6条第10項及び第11項の規定は、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には、適用しない。

(実施規定)

第29条 省略

第5条による改正 職員の育児休業等に関する条例

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成31年君津市条例第3号）第10条第1項の規定により

(非常勤職員及び臨時的任用の職員の給与等)

第25条 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）及び臨時的任用の職員に対しては、この条例に規定する給与の額との均衡を失わない額において市長の定める額を給与等として支給することができる。

2 前項に規定する給与等の支給方法等については、規則で定める。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員 _____
_____ に対して支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(実施規定)

第28条 省略

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項 _____
_____ の規定により

任期を定めて採用された職員

(2) 省略

(3) 君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7) 任命権者を同じくする職その他の任命権者が定める職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子という。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続

任期を定めて採用された職員

(2) 省略

き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き
続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をし
ようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育す
る子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の
事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する
子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するた
めに育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条
及び次条第1号において「地方等育児休業」という。）をしてい
る場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしよ
うとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の
1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の
初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当
該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休
業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの
日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後
当該非常勤職員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7
年君津市条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）に基づ
く特別休暇（出産に係る特別休暇に限る。）の規定により勤務し
なかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日
数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であると
きは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤

職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6

箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の5 省略

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子_____が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア～イ 省略

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の3 省略

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア～イ 省略

(2) ～(5) 省略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再

(2) ～(5) 省略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと _____

_____その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと _____

_____その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再

度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号。以下「給与条例」という。）第21条第1項（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 号）第15条第1項又は第26条第1項において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、任命権者が定める者を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、

度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第5条の2 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号。以下「給与条例」という。）第21条第1項 _____

_____に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____

_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第6条 育児休業をした職員 _____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、

その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）をいう。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第10条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりに
おいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例

第14条の規定により特別休暇として規則で定める育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（以下この項において「当該時間」という。）を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の規定により任命権者が定める育児に係る特別休暇（以下この項におい

その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業の承認)

第7条 部分休業の承認は、正規の勤務時間
の始め又は終わりに
おいて、30分を単位として行うものとする。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年君津市条例第14号）第14条の規定により特別休暇として規則で定める育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

て「育児休暇」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第11条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、市長の定めるところによりその給与を減額する。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 省略

(委任)

第13条 省略

第6条による改正 職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(非常勤職員_____の勤務時間、休暇等)

第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)_____の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

第7条による改正 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(職員の派遣)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第8条 職員_____が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第9条 省略

(委任)

第10条 省略

(非常勤職員及び臨時的任用の職員の勤務時間、休暇等)

第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時的任用の職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(職員の派遣)

第2条 省略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) ～(2) 省略

(3) 地方公務員法第22条_____に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）

(4) ～(5) 省略

3 省略

第8条による改正 君津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

（報告事項）

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1) ～(11) 省略

*附則第2項関係 特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例

（職員の育児休業等に関する条例の特例）

第5条 特例期間においては、職員の育児休業等に関する条例（平成4年君津市条例第2号）第11条の規定の適用については、同条第1項中「給与条例第17条第2項」とあるのは、「特別職の職員で

第2条 省略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) ～(2) 省略

(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）

(4) ～(5) 省略

3 省略

（報告事項）

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1) ～(11) 省略

（職員の育児休業等に関する条例の特例）

第5条 特例期間においては、職員の育児休業等に関する条例（平成4年君津市条例第2号）第8条の規定の適用については、同条中_____「給与条例第17条第2項」とあるのは、「特別職の職員で

常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成２４年君津市条例第３２号）第２条第３項（同条例第３条第２項において準用する場合を含む。）」とする。

常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成２４年君津市条例第３２号）第２条第３項（同条例第３条第２項において準用する場合を含む。）」とする。